

一般粉じん関係

一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第2

番号	一般粉じん発生施設		規模
	用途	施設の名称	
1	—	コークス炉	原料処理能力が50t/日以上であること。
2	—	鉱物(コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。)又は土石の堆積場	面積が1,000m ² 以上であること。
3	鉱物、土石又はセメント用	ベルトコンベア バケットコンベア 〔密閉式のものを除く。〕	次のいずれかに該当すること ・ベルトの幅が75cm以上であること。 ・バケットの内容積が0.03 m ³ 以上であること。
4	鉱物、岩石又はセメント用	破碎機 摩碎機 〔湿式のもの及び密閉式のものを除く。〕	原動機の定格出力が75kW以上であること。
5	鉱物、岩石又はセメント用	ふるい 〔湿式のもの及び密閉式のものを除く。〕	原動機の定格出力が15kW以上であること。